平成２４年（フ）第６８０号
埼玉県草加市長栄町11番地、住民票上の住所埼玉県川口市大字安行吉蔵435番地の２　ロイヤルパレスＢ
債務者　土田　寛之（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１２３号
千葉市花見川区花見川２番11棟206号
債務者　松岡　真人
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５３号
千葉県市原市出津４番地の３
債務者　鈴木亜矢子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２４号
千葉県習志野市香澄１丁目５番５―505号
債務者　城下由紀子
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３８５号
静岡県伊豆の国市長岡133番地の６　ベルシオン長岡106号、前住所静岡県伊豆の国市長岡254番地　Ｍ１マンション107号
債務者　原口　武彦
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
静岡県駿東郡長泉町上土狩331番地の２　メゾンエトワール101号、前住所静岡県沼津市大岡940番地の30
債務者　鈴木　一嗣
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４３７号
静岡県伊豆の国市長岡633番地の１
債務者　杉山　親志
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４４６号
静岡県伊東市玖須美元和田729番地の135、前住所静岡県伊東市玖須美元和田716番地の80イーグル末松203号
債務者　大村　博美（旧姓土屋）
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４６６号
愛知県岡崎市大樹寺３丁目17番地23　グリーンハイツ202
債務者　柳川絵里佳（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
岡山県倉敷市茶屋町672番地８　エランドールⅡ107号
債務者　山根　政義
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
高知県南国市東崎255番地４
債務者　戸嶋寿美子
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４１７号
高知市神田498番地７
債務者　岡村　有希
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４２１号
高知市五台山4949番地　パインコート302号
債務者　鈴木　幸児
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２３２号
札幌市清田区清田４条３丁目６番８号　清田サンハイムＨ―202号
債務者　樋口　義美
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２３３号
札幌市清田区清田４条３丁目６番８号　清田サンハイムＨ―202号
債務者　樋口　節子
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４１２号
札幌市北区北17条西３丁目１番24―403号
債務者　蔵野　一樹
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９６号
北海道千歳市東雲町３丁目１番地の12
債務者　百田　玲子
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部